

各委員からひとこと

志免町子どもの権利委員会委員長 播磨千鶴

3年前、私が子どもの権利委員になったということもあり、小学生の我が子は「子どもの権利」について勉強したことを話してくれたり、プリントやカードなどを学校からもらって帰ってきて権利について教えてくれたりしました。権利かるたやスキッツの方の話も年に何回か子どもから聞きました。国語や算数、体育、給食、休み時間、友達、先生の話と同じように、権利について話ができる志免町の学校ってすごいなど、志免町に引っ越してきて感じたことの一つです。志免町子どもの権利条例第4条にあるように、さまざまな方法で、子ども達への学習を通して、子どもの権利の普及、意識を高めようというのが伝わってきました。

子どもの権利委員会では、志免町内の子どもに関わる施設を見学したり、職員さんの話を聞いたりしました。その中で、急激に変化する子どもを取り巻く環境、子どもの成長に対して、常に細やかに対応する職員さんの姿がありました。その一方で、支援を必要としている子どもの増加や内容の複雑さ、職員さんの異動に伴う引継ぎや子どもとその家族との信頼関係の再構築、地域性など様々な問題も伺えました。町は場の提供、子どもたちにはあらゆる方向からの支援や場所があることを知ってもらい、自分に合った場所を見つけて欲しいと思いました。

また、志免町子どもの権利条例施行10周年記念講演を行った荒牧重人教授と権利委員との意見交換で、「子どもが町づくりに参加するのは権利保障において不可欠で、権利委員は大人目線で、生き生きと子どもたちが過ごすための条例になっているのか、子どもにどう行き届いているのかを知る必要がある」という言葉が印象的でした。

最後に、今期の委員長を引き受け、委員をはじめ、多くの方に支えていただきました。ありがとうございました。

志免町子どもの権利委員会副委員長 添田祥史

今期の報告書は、辛辣な印象を受けるかもしれません。「誇るべき条例をもちながら、なんてもったいない」という感情が大きくなっていったからです。私は職場も自宅も町外です。この感情が委員としての使命感によるものなのか、3年間のおつきあいで芽生えた町への愛着によるものかは定かではありません。その両方のような気もします。

志免町に子どもの権利条例があることは知っていました。ですが、その内実に触れたのは、委員就任後です。そして、価値に気づいたのは、恥ずかしながらつい最近です。報告書を執筆するために、条文を読み込み、委員会で議論する中で、ようやく条例と出会い直しました。内容を理解していることと価値を理解していることは同じではない。自戒を込めて、この点を強調しておきたいと思います。

ところで、国連子どもの権利委員会が2019年2月に日本政府に対する総括所見を公表しました。緊急措置をとるべき分野として、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子ども、リプロダクティブヘルスおよび精神保健、少年司法に関する課題をあげています。志免町においては、どうだろうか。そう問える仕組みを人口4万5千人の町で備えていることは、本当に素晴らしいことです。誇るべきことです。ちなみに、日本国内で子どもの権利保障に関する独立の監視機構をもつ自治体は、まだ33しかないようです。

もう一つの「もったいない」と思った点は、条例が町のブランドイメージとつながっていないことです。ユネスコが提唱する「子どもにやさしいまち」をめざすことは、子育て世代にとって魅力的にうつるでしょう。子育てをするなら志免町へ。感度の高い人たちの移住が進めば、町はもっと活性化していくに違いありません。

最後になりましたが、委員を引き受けして本当に良かったです。委員会、事務局、視察やヒアリングにご協力いただいたみなさんのおかげです。ありがとうございました。

志免町子どもの権利委員会副委員長 南里門子

第4期志免町子どもの権利委員を拝命したものの、当初は「子どもの人権」という壮大過ぎるテーマに、戸惑ったことを覚えています。

平成19年度の条例施行から10年という節目を迎え、私たちは、過去と現在を振り返る時間を頂きました。そして、条例に基づく施策や、条例を支えるそれぞれの機関の活動や役割について検証する中で、多くの大人が志免町の子どものために奮闘、貢献してきたこと、そして現在も尽力している事を知りました。

私は、NPO法人子どもとメディアに所属し、子ども達と電子メディアとの関わり方について、教育現場等において啓発講演を行っております。そこで感じるのは、スマホ・ネット社会を迎え、最も重視されるべき子どもの人権「健全に育つ権利」が侵害されている実態です。発達に応じて必要な環境を提供されることが、子ども達にとっての権利なのですが、様々な電子メディアが氾濫する現代社会においては、子ども達は発達を無視した異常な環境に置かれており、生活リズムの乱れ、学力の低下、外遊びの減少による筋力の低下、視力低下、自己コントロール能力の低下、言葉の力・コミュニケーション能力の低下、いじめなどの人間関係トラブル、ネット依存・ゲーム障害、等々、スマホ・ネットゲームの長時間接触による問題点が散見されます。病的なインターネット依存が疑われる中高生の数は93万人にも上り、この5年間で倍増しました。(2018年8月 厚生労働省研究班公表による調査結果)警察庁が発表する、SNS等に起因する被害児童数は、2017年過去最多になりました。

乳幼児期に必要な「寝ること」「食えること」「遊ぶこと」「愛されること」。学童期に必要な、外遊び、群れ遊びを、たっぷりの時間、空間の中で、仲間と共に経験できる環境を確保してあげること。子ども達に必要なものを、大人は守らなければなりません。それが権利を保障するという事です。

歴代の志免町子どもの権利委員会報告書を読み返すと、第1期にも、第2期にも、「子ども1人を育てるには1つの村が必要だ」というアフリカの諺が引用されていたことが、大変印象に残っています。志免町の宝であり、かけがえのない存在である子ども達に、大人一人が100手間かけるのではなく、大人100人が一手間かける毎日を積み重ねてまいりましょう。子ども達を守ってくれる存在として、「志免町子どもの権利条例」がこれまでの10年、そしてこれからの10年、いやその先もずっと、未来に向かって「生きた条例」であることを切に願います。

志免町子どもの権利委員会委員 今堀早苗

平成 29 年 1 月 23 日に民生委員会から推薦され、第 4 期子どもの権利委員を引き受けました。志免町内の子どもに関わる学校、保育園、施設を視察させていただき、今まで自分が知らないままに子育てをしながら過ごしてきたことを痛感し、反省させられました。今はずいぶん工夫され、行政、町民との連携も密になり、子ども達には一見恵まれた社会になっている様に見えますが、親にかまってもらえない子ども達、学校に馴染めない子ども達がいるのも現実です。こういう子ども達を見過ごさないで、微力ながらも地域の子どもたちに接し、淋しい思いをしている子ども達の力になりたいと思います。

若いお母さんたちも仕事をしている方が大半で育児に疲れ、ゆとりがないように見受けられます。このようなお母さん達にも寄り添ってあげたいと思います。その為には自分自身が勉強して、心身共に健康でいたいと思っています。

1 期 3 年間でしたが一緒に学び、教えてくださった全委員の皆さま、子育て支援課の皆様、本当にありがとうございました。今後も志免町の子ども達の為に頑張ってください。応援致しております。

志免町子どもの権利委員会委員 屋宮美幸

今、私には3人の子どもがおります。第4期子どもの権利委員の委嘱をお受けした際には2人で、下の子どもは未就園でしたので、会議中は志免町の託児室を利用させていただきました。任期半ばで3人目の子どもを妊娠し、出産しました。託児室の規約で10か月未満の赤ん坊は利用の対象外でしたので、出産後は子どもを連れて会議に参加させていただきました。事務局の方々、他の委員のみなさまには、たくさんのご配慮をいただき本当にありがとうございました。

幼い子どもは一人で生きていくことはできません。そのか弱く儂い命を、とにかく守らなければ、というところから初めての子育ては始まりました。数時間おきに起きる赤ん坊のお世話で常に寝不足。その朦朧とした頭で、自分がやっていることは間違っていないだろうか、このやり方で正解なのかという不安に押しつぶされそうになりながら、自分のことはそっちのけでとにかく子どもと対峙しなければなりません。

子どもの権利、と聞くと多くの人は昨今よくニュースで見聞きする子どもの虐待のことを思い浮かべるのではないかと思います。虐待をしたくてする親などいません。先に述べたような状態で子育てをしていると、虐待と紙一重のところまで追い込まれることは想像に難くないのです。

今期の子どもの権利委員会では、様々な親子の育ちを支える、多様な場所や取り組みを視察しました。たくさんの方々の努力に触れ、親として大変ありがたく思う一方で、就学前児童保護者の、子どもの権利条例に関する認知度が低いことに関して、まさにその対象者である自分にできることは何なのかと考え続けた3年間でもありました。明確な答えを出せないうまま任期を終えることになってしまいましたが、今後も考え、気付き行動することは続けていこうと思います。

志免町子どもの権利委員 陶山嘉一

平成 30 年度より「教育関係者」という立場から、本会の委員をさせていただき 2 年が過ぎようとしていますが、十分にその役目を果たすことができず、本当に申し訳なく思うばかりです。

「子どもの権利」という言葉を私が初めて耳にしたのは、教職に就いて道徳の時間（現「道徳科」）の授業をするときだったように思います。勉強不足で、「子どもの権利条約」という本を購入し、少しだけですが勉強したことを覚えています。本町に赴任し、しかも本会の委員をさせていただいたおかげで、改めて「子どもの権利とは・・・」と勉強する機会を与えていただき、感謝しています。

この 2 年子どもの権利委員会に参加する中で、本町では、平成 19 年度より施行されている「子どもの権利条例」を体現化する様々な施設や取組等があることに驚かされました。本会の委員として実際に訪問させていただく中で、その理解を少しずつ深めさせていただき、自分だけ得をしているような気さえすることもありました。その中で特に感じたのは、このような「子どものための施設や取組等」がどの程度子どもの身近な存在であるのかです。例えば、学校への定期的な「スキッズ（子どもの権利相談室）」の訪問や、毎年秋に実施されている「子どもの人権かるた大会」もそうです。このような取組に親しむ中で、結果として「子どもの権利条例」の存在や、その意義が少しずつ、そして確かに子どものものとなっていくように考えます。しかし、本校を見渡す限りその浸透はまだまだのように思います。今後は、学校現場で直接子どもたちとかかわる立場から、この素晴らしい取組が一層充実するように働きかけることはもちろん、やがて本町を創っていく担い手となる子どもたちに、その意味を確かに伝え、「子どもの権利条例」という素晴らしい宝がある我が町に誇りをもってもらえるよう、今後も尽力していきたいと考えています。

志免町子どもの権利委員会委員 田中博幸

私がお伝えできることって何だろうと考えました。難しいことは知りません。そこで、保育の現場で先輩から教わり、子どもの権利も守れていたなと思うことを、一部ですがご紹介させていただきます。

まず、しかり方。子どもって、間違っただけをしますね。「こらっ〜！」って怒ると、子どもは怖がるだけで、何がダメなのか理解できません。理解してないから同じダメを繰り返す。また怒る…悪循環。怒り続けると、子どもは反発し、言うことを聞かない子どもになります。そして、さらに大人は怒る…愛情なのに。子どもたちは、いけないことだと知らずにする失敗も多いです。ここで大人の出番。なぜダメなのか、子どもの言い分も聞きつつ穏やかに教えます。すると、子どもは、ちゃんと理解できます。今すぐじゃなくても、時間をかけて。社会に適応するため、マナーを教えることは必要ですよ。でも、教え方は厳しくなくていい。子どもの話も聞き、教え、そして信頼する。「子どもの人格を尊重しつつ、社会適応するための支援」になると思います。

次は勉強について。子どもに勉強しなさい！なんでわからないの？という勉強嫌いになります。そして毎回、勉強しなさい！と怒る…ますますできない、やらない。愛情なのに悪循環。勉強は「わかってあたりまえ」ではなく「わからなくてあたりまえ」「教えればできる」です。そう思えば、わからないことに「そうか、わからないんだね」と共感できます。それでやる気が引き出せます。そうなれば、教えてあげること、がんばりをほめることもできます。すると、徐々に子どもは勉強が好きになります。そうなればしめたもの。何も言わなくても、自分で勉強するようになり、将来「自分にとってふさわしいやり方で学ぶ」ことになります。子どもの可能性とか能力を今までよりも、もっと信じると、子どもの権利を尊重することにもなると思います。

私も、よりよく子どもの権利を守れる大人になろうと思います。ありがとうございました。

志免町子どもの権利委員会委員 藤田尚充

私は第3期と第4期の2回、子どもの権利委員会の委員を引き受けました。第3期委員会では不登校や虐待、貧困などの問題に関わっている方にヒアリングして、その実態を把握することに努めました。今回の第4期委員会では子どもや親のための教育・福祉施設を訪問し、業務の実際を視察・ヒアリングしてその働きや課題を考えました。

これらの過程を通じて、志免町で実に多くの教育、福祉の施設・機関が設けられ活動していることを知りました。そして同時に、こうした取り組みが「志免町子どもの権利条例」とどのように結びついているのかが気になりました。そこで働いている方たちや利用している人たち（子どもを含む）は、その活動が「志免町子どもの権利条例」と関係して行われていると知っている、感じているのでしょうか。折角、町として「志免町子どもの権利条例」を理念とした子ども・子育て支援の多様な業務を展開しながら、それが単に個々の施策としてだけ受けとめられてしまうのは惜しい気がします。

そこで町には、本文の第3章でも触れましたが、「志免町子どもの権利条例」第16条に基づく行動計画を是非作成してほしい。そうすることが個々の施策を「志免町子どもの権利条例」という根幹に統一することになるし、従事者・利用者が「志免町子どもの権利条例」の具体的な姿を理解できることになると思います。そして子どもの権利に対する多くの意見も出てくるでしょう。

「志免町子どもの権利条例」は2007（平成19）年に九州の自治体で最初に施行されました。その誇りを持ってますます充実した施策が行われるよう期待します。